

平成26年7月16日  
健発0716第29号  
薬食発0716第6号

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医薬食品局長  
( 公 印 省 略 )

「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」の一部改正について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第247号）が今月2日に、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第80号）が本日、それぞれ公布され、本年10月1日から定期の予防接種の対象疾病に水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が追加されることとなった。

ついては、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日付け健発0330第3号厚生労働省健康局長通知）中別紙様式1を別紙1のとおり、別紙様式1記入要領別表を別紙2のとおり、それぞれ改正することとしたので、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に対して周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添える。

## 記

### 1 概要

水痘又は高齢者の肺炎球菌感染症の定期の予防接種等によるものと疑われる症状として医療機関等が厚生労働大臣に報告すべき症状は、次の表の対象疾病の区分ごとに中欄に

掲げる症状であって、それぞれ接種から同表右欄に掲げる期間内に確認されたものとする  
こと。（予防接種法施行規則第5条関係）

対象疾病	症状	期間
水痘	アナフィラキシー	4時間
	血小板減少性紫斑病	28日
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める 症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、 身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身 体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が 高いと医師が認める期 間
高齢者の 肺炎球菌 感染症	アナフィラキシー	4時間
	ギラン・バレ症候群	28日
	血小板減少性紫斑病	28日
	蜂巣炎（これに類する症状であって、上腕から前 腕に及ぶものを含む。）	7日
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める 症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、 身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身 体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が 高いと医師が認める期 間

## 2 施行期日

この改正は、平成26年10月1日から施行すること。